

令和5年第1回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和5年2月

目 次

議案第31号	第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画の 変更について…………… 1 (こども未来部こども家庭課)
議案第32号	広島市と東広島市との連携中枢都市圏形成に係 る連携協約の変更に関する協議について…………… 3 (総務部政策推進監)
議案第33号	財産の無償譲渡について…………… 4 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第34号	財産の無償譲渡について…………… 5 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第35号	財産の無償貸付けについて…………… 6 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第36号	財産の無償貸付けについて…………… 7 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第37号	市道の路線の廃止について…………… 8 (建設部建設管理課)
議案第38号	市道の路線の認定について…………… 10 (建設部建設管理課)
議案第39号	請負契約の変更について…………… 11 (教育委員会学校教育部教育総務課)

議案第40号	東広島市個人情報の保護に関する法律施行条例 の制定について……………	13 (総務部総務課)
議案第41号	東広島市情報公開・個人情報保護審査会設置条 例の制定について……………	16 (総務部総務課)
議案第42号	東広島市水道事業整備基金の設置、管理及び処 分に関する条例の制定について……………	19 (財務部財政課)
議案第43号	東広島市バス交通結節点設置及び管理条例の制 定について……………	20 (地域振興部地域政策課)
議案第44号	東広島市犯罪被害者等支援条例の制定について……………	23 (生活環境部人権男女共同参画課)
議案第45号	広島県水道広域連合企業団への水道事業の統合 に伴う関係条例の整理について……………	26 (水道局業務課)
議案第46号	東広島市情報公開条例の一部改正について……………	30 (総務部総務課)
議案第47号	東広島市職員定数条例の一部改正について……………	32 (総務部職員課)

議案第48号	附属機関の設置に関する条例の一部改正について……………	33
	(総務部職員課)	
議案第49号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について……………	35
	(地域振興部地域づくり推進課)	
議案第50号	東広島市地域センター条例の一部改正について……………	36
	(地域振興部地域づくり推進課)	
議案第51号	東広島市印鑑条例の一部改正について……………	38
	(生活環境部市民課)	
議案第52号	東広島市国民健康保険条例の一部改正について……………	39
	(健康福祉部国保年金課)	
議案第53号	東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について……………	40
	(こども未来部こども家庭課)	
議案第54号	東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正について……………	41
	(こども未来部保育課)	
議案第55号	東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	42
	(こども未来部保育課)	

議案第56号	東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	44
	(こども未来部保育課)	
議案第57号	東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例の一部改正について……………	47
	(産業部ブランド推進課)	
議案第58号	東広島市道路占用料徴収条例の一部改正について……………	49
	(建設部建設管理課)	
議案第59号	東広島市都市公園条例及び東広島市地域公園設置及び管理条例の一部改正について……………	54
	(都市部都市整備課)	
議案第60号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	56
	(都市部建築指導課・開発指導課)	
議案第61号	東広島市立学校設置条例の一部改正について……………	58
	(教育委員会学校教育部教育総務課)	
議案第62号	令和4年度東広島市水道事業会計に係る積立金の目的外使用及び未処分利益剰余金の処分について……………	59
	(水道局業務課)	

議案第 87 号

訴訟上の和解について…………… 61

(教育委員会学校教育部教育総務課)

議案第31号

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画の変更について

(こども未来部こども家庭課)

1 提案の理由

教育・保育給付認定等の状況を踏まえて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容の見直しを行うことに伴い、第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画を変更しようとするものである。

2 変更の概要

(1) 教育・保育の「量の見込み」及び確保方策の見直し

保育事業のうち、西条北部地区、西条南部地区及び河内地区について、令和4年4月1日時点における保育需要の実績に応じて、量の見込みを変更するとともに、既存施設の定員の変更等を見込んで確保の内容を変更する。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び確保方策の見直し

ア 利用者支援事業

相談窓口の増設予定数に応じて、量の見込み及び確保の内容を変更するとともに、事業の単位を施設数から事業数（施設数）に変更する。

イ 地域子育て支援拠点事業

新規に開設し、及び開設を予定している施設の利用見込数を考慮して、量の見込み及び確保の内容を変更する。

ウ 養育支援訪問事業

令和3年度の実績を基準とし、出生数の見込み及び各年度の伸び率を考慮して、量の見込み及び確保の内容を変更する。

エ 一時預かり事業

(ア) 保育所等における一時預かり事業

令和3年度における圏域ごとの利用実績に応じて、量の見込み及び確保の内容を変更する。

(イ) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

令和3年度における圏域ごとの利用実績に応じて、量の見込み及び確保の内容を変更する。

(ウ) 子育て援助活動支援事業

令和3年度の年齢別の利用実績を基準に、年度ごとの伸び率を考慮して、量の見込み及び確保の内容を変更する。

オ 延長保育事業

令和3年度の圏域ごとの利用実績に応じて、量の見込み及び確保の内容を変更する。

カ 放課後児童健全育成事業

寺西小学校区について、新規に開設を予定している施設の利用定員数に応じて、確保の内容を変更するとともに、志和及び河内小学校区について、学校の統合による利用人数の見込み及び定員数の変更に応じて、量の見込み及び確保の内容を変更する。

(根拠条例)

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

(2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に関わるもので別に定めるもの

議案第32号

広島市と東広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について

(総務部政策推進監)

1 提案の要旨

広島広域都市圏域の目指す将来像とその実現に向けた具体的な施策を示す広島広域都市圏発展ビジョンに定められている地域包括ケアの推進に係る事業に参画するため、広島市と東広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関し、広島市と協議しようとするものである。

2 連携協約の変更年月日

令和5年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第252条の2

- 3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない。

議案第 33 号

財産の無償譲渡について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

柳国下モ原会館の建物を下モ原自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市黒瀬町宗近柳国 1 0 1 1 8 番地 7 8	建物	木造平屋建て	1 3 5 . 4 9

3 相手方

東広島市黒瀬町宗近柳国 4 3 3 番地 2

下モ原自治会

会長 大 林 賢 二

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第34号

財産の無償譲渡について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

蚊無集会所の建物を蚊無地区自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市安芸津町三津454番地2	建物	木造平屋建て	68.40

3 相手方

東広島市安芸津町三津454番地2

蚊無地区自治会

会長 岡 谷 義 輝

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第35号

財産の無償貸付けについて

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

柳国下モ原会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市黒瀬町宗近柳国字下モ原10118番78	土地	宅地	449.36

3 貸付期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 相手方

東広島市黒瀬町宗近柳国433番地2

下モ原自治会

会長 大林 賢二

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第36号

財産の無償貸付けについて

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

蚊無集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市安芸津町三津字 藤屋東454番2	土地	宅地	135.53 (うち、本市の持分33分の31)

3 貸付期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 相手方

東広島市安芸津町三津454番地2

蚊無地区自治会

会長 岡谷 義輝

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第37号

市道の路線の廃止について

(建設部建設管理課)

提案の要旨

次の市道の路線を廃止しようとするものである。

路線名	廃止の理由
檜原中央線	街路事業に伴い、路線の起点の変更を行うため、この路線を廃止する必要がある。
中島30号線	街路事業に伴い、路線の起点及び終点の変更を行うため、この路線を廃止する必要がある。
丸山兼沢線	街路事業に伴い、路線の起点及び終点並びに名称の変更を行うため、この路線を廃止する必要がある。
御菌宇西 25号線	一般国道の改良に伴い、路線の起点及び終点の変更を行うため、この路線を廃止する必要がある。
西条11号線 吉行21号線	県道の改良に伴い、路線の起点の変更を行うため、この路線を廃止する必要がある。
助実25号線	市道の改良に伴い、路線の起点の変更を行うため、この路線を廃止する必要がある。
上三永27号線	市道の改良に伴い、路線の終点の変更を行うため、この路線を廃止する必要がある。
助実23号線	市道の改良に伴い、路線の起点及び終点の変更を行うため、この路線を廃止する必要がある。
土与丸上三永線	市道の改良に伴い、路線の起点及び終点並びに名称の変更を行うため、この路線を廃止する必要がある。

(根拠法令)

道路法

第8条

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第38号

市道の路線の認定について

(建設部建設管理課)

提案の要旨

一般交通の用に供するため、次の路線を市道として認定しようとするものである。

路線名	認定の理由
広島大学線	交通結節点の整備に伴い、管理引継を受けた路線を認定し、一般交通の用に供する必要がある。 市道の路線の廃止に伴い、起点、終点、起点及び終点又は起点及び終点並びに名称を変更した路線を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。
榑原中央線	
中島30号線	
兼沢榑原線	
御菌宇西 25号線	
西条11号線	
吉行21号線	
助実25号線	
助実41号線	
上三永27号線	
助実23号線	
上三永39号線	
上三永助実線	
土与丸助実線	

(根拠法令)

道路法

第8条

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第39号

請負契約の変更について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 変更の理由

令和3年6月24日議決第101号により議決を経た令和3年度小学校施設整備事業ほか川上小学校グラウンド造成工事の請負契約について、工事の内容等の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
4億7,751万円	5億157万8,000円	2,406万8,000円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市八本松飯田五丁目

(2) 契約の相手方

シンクコンストラクション・中村基礎特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条土与丸一丁目5番55号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正路 隆弘

構成員 東広島市福富町上竹仁字貞末207番地

株式会社中村基礎

代表取締役 鈴木 寿則

(3) 工期

令和3年6月25日から令和5年6月30日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第40号

東広島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

(総務部総務課)

1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正により地方公共団体が同法の適用の対象となることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 条例の内容

(1) 開示請求に係る手数料（第3条関係）

ア 実施機関に対し開示請求をする者が納めなければならない手数料の額は、東広島市手数料条例に定める額とする。ただし、次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。

(ア) 実施機関が開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合

(イ) 開示請求者が閲覧の方法により開示を受ける場合

(ウ) 開示請求者が電子情報処理組織を使用して開示請求を行い、当該電子情報処理組織による交付を受ける場合

イ 市長は、東広島市手数料条例の定めるところにより、アの手数を減額し、又は免除することができることとする。

(2) 運用状況の公表（第4条関係）

市長は、毎年1回、実施機関における個人情報保護制度の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 東広島市個人情報保護条例の廃止

東広島市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(3) 旧条例の廃止に伴う経過措置

- ア 個人情報の取扱いに従事していた者に係るその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、なお従前の例による。
- イ 施行日前に旧条例請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止又は旧条例請求に係る処分若しくはその不作為についての審査請求については、なお従前の例による。
- ウ イの場合において、施行日以後に諮問するときは、審査請求に係る審査庁は、東広島市個人情報保護審議会に代えて東広島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。
- エ 施行日前に東広島市個人情報保護審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは東広島市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について東広島市個人情報保護審議会がした調査審議の手続は東広島市情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。
- オ 東広島市個人情報保護審議会の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。
- カ 個人情報の取扱いに従事していた者が、正当な理由がないのに、旧実施機関の保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルであって、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- キ 個人情報の取扱いに従事していた者が、その事務又は業務に関して知り得た旧実施機関が保有していた保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ク 旧条例の効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(根拠法令)

個人情報の保護に関する法律

第 8 9 条

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

第 1 0 8 条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

議案第41号

東広島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について

(総務部総務課)

1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、東広島市情報公開条例、法及び東広島市議会の個人情報の保護に関する条例の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議する東広島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置するとともに、当該審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 設置（第3条関係）

東広島市情報公開条例、法及び東広島市議会の個人情報の保護に関する条例の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、審査会を置く。

(2) 組織（第4条関係）

審査会は、委員7人以内をもって組織する。

(3) 委員（第5条関係）

委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱し、委員の任期は2年とする。

(4) 会長（第6条関係）

審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(5) 審査会の調査権限（第7条関係）

ア 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

イ 諮問庁は、審査会からアによる求めがあったときは、これを拒んではなら

ない。

ウ 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

エ ア及びウに定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(6) 意見の陳述等（第8条関係）

ア 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

イ 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(7) 提出資料の写しの送付等（第9条関係）

ア 審査会は、審査会の調査若しくは審査請求人等の意見の陳述において審査請求人等から意見書若しくは資料の提出があったとき、又は行政不服審査法の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、当該資料等の写しを当該資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

イ 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

(8) 答申書の送付等（第11条関係）

審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(9) 罰則（第14条関係）

審査会の委員又は委員であった者が、職務上知ることができた秘密を漏らした場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日等

(2) 経過措置

審査会の委員の委嘱は、この条例の施行前においても行うことができる。

（根拠法令）

地方自治法

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。－略－

行政不服審査法

第81条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

- 4 前3項に定めるもののほか、第1項又は第2項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（－略－）で定める。

議案第42号

東広島市水道事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定 について

(財務部財政課)

1 制定の理由

本市の区域内における水道施設の建設改良及びその企業債の償還に要する経費の財源に充てるため、東広島市水道事業整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 基金の積立て（第2条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計において予算で定める。

(2) 基金の処分（第5条関係）

基金は、本市の区域内における水道施設の建設改良及びその企業債の償還に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

3 施行期日

公布の日

(根拠法令)

地方自治法

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第43号

東広島市バス交通結節点設置及び管理条例の制定について

(地域振興部地域政策課)

1 制定の理由

本市における交通機関の交通結節機能の強化を図り、利用者の利便の増進に資することを目的として、東広島市バス交通結節点（以下「バス交通結節点」という。）を設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 名称及び位置（第2条関係）

バス交通結節点の名称は、下見・鏡山地区バス交通結節点（広大中央口）とし、その位置は、東広島市鏡山一丁目312番4とする。

(2) 施設（第3条関係）

バス交通結節点に置く施設は、次のとおりとする。

ア 待合室

イ 自転車駐車場

(3) 使用対象車両（第4条関係）

ア 自転車駐車場を使用することができる車両は、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）のみとする。

イ アにかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、自転車以外の車両に自転車駐車場を使用させることができる。

(4) 供用時間（第5条関係）

ア バス交通結節点の供用時間は、次の表のとおりとする。

区 分	供用時間
待合室	午前6時から午後11時30分まで
自転車駐車場	午前零時から午後12時まで

イ 市長は、特に必要があると認めるときは、アの表に掲げる供用時間を変更し、又は臨時にバス交通結節点の全部若しくは一部の供用を休止することができる。

(5) 使用料（第6条関係）

バス交通結節点の施設に係る使用料は、無料とする。

(6) 使用の制限（第7条関係）

市長は、次のいずれかに該当するときは、バス交通結節点の使用を制限することができる。

ア 自転車駐車場を使用しようとする自転車の台数が、当該自転車駐車場の収容台数を超えるとき。

イ アに掲げるもののほか、市長がバス交通結節点の管理運営上支障があると認めるとき。

(7) 行為の禁止（第8条関係）

バス交通結節点においては、次に掲げる行為をしてはならない。

ア 施設若しくは備付物品又は他の自転車を汚損し、損傷し、又はそのおそれのある行為をすること。

イ 他の自転車の駐車を妨げること。

ウ 著しく騒音を発すること。

エ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になると認められる物を持ち込むこと。

オ 喫煙し、又は火気を使用すること。

カ 物品の販売及び宣伝その他の営利行為をすること。

キ アからカまでに掲げるもののほか、バス交通結節点の管理運営上支障があると認められる行為をすること。

(8) 放置自転車に対する措置（第11条関係）

ア 市長は、自転車の放置により、バス交通結節点の管理運営上支障があると認めるときは、当該自転車の利用者等（当該自転車の利用者及び所有者をいう。以下同じ。）に対し、当該自転車を放置することのないよう指導することができる。

イ 市長は、アの指導を行い、相当の期間が経過した後なお自転車が放置されていると認めるときは、あらかじめ市長が定めた場所に当該自転車を移動し、及び保管することができる。

(9) 移動した自転車に対する措置（第12条関係）

市長は、自転車を移動したときは、その旨を告示するとともに、当該自転車の利用者等を調査することその他当該自転車を返還するために必要な措置を講じなければならない。

(10) 費用の徴収（第13条関係）

ア 市長は、自転車を移動し、及び保管したときは、その移動及び保管に要した費用を当該利用者等から徴収することができる。

イ 徴収する費用の額は、当該自転車の移動及び保管に要した費用の範囲内において規則で定める額とする。

ウ 市長は、当該自転車の放置について盗難その他やむを得ない理由があると認めるときは、当該費用の全部又は一部を免除することができる。

(11) 引取りのない自転車に対する措置（第14条関係）

市長は、返還するための措置を講じた自転車につき、(9)の告示の日から規則で定める期間を経過してもなお利用者等が当該自転車を引き取らない場合であって当該自転車の保管に不相当な費用を要するときは、これを処分することができる。

3 施行期日

令和5年3月18日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第44号

東広島市犯罪被害者等支援条例の制定について

(生活環境部人権男女共同参画課)

1 制定の理由

犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本的な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 基本理念（第3条関係）

犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

ア 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われること。

イ 犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われること。

ウ 本市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して行われること。

(2) 市の責務（第4条関係）

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(3) 市民等の責務（第5条関係）

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域社会において孤立させることのないよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(4) 事業者の責務（第6条関係）

ア 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

イ 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他犯罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について十分配慮するよう努めるものとする。

(5) 相談及び情報の提供等（第7条関係）

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により害を被ったことにより、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(6) 日常生活等の支援（第8条関係）

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

ア 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、一時金として、次に掲げる種類の区分に応じ、それぞれに定める額の見舞金の支給を行うこと。

(ア) 遺族見舞金 30万円

(イ) 傷害見舞金 10万円

イ 犯罪等の被害により日常生活を営むための支援を要する場合に、適切なサービスが提供されるよう必要な支援を行うこと。

ウ 犯罪等により受けた精神的な被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう、関係機関等と連携し、必要な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うこと。

エ 犯罪等又は二次被害により従前の住居に居住することが困難となった場合において、居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮その他必要な支援を行うこと。

オ 雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための機会の確保その他必要な支援を行うこと。

(7) 啓発活動の推進（第9条関係）

市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について、市民等及び事業者が理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うものとする。

(8) 民間の団体等への支援（第10条関係）

市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

3 施行期日

令和5年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第45号

広島県水道広域連合企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理 について

(水道局業務課)

1 提案の理由

広島県水道広域連合企業団への本市の水道事業の統合により、東広島市水道事業を廃止することに伴い、関係条例について所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 条例の内容

(1) 次に掲げる条例を廃止する。(第1条関係)

- ア 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- イ 東広島市水道事業の設置等に関する条例
- ウ 東広島市水道給水条例
- エ 東広島市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

(2) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正(第2条関係)

広島県水道広域連合企業団に派遣する職員に対して支給する特殊勤務手当の額を次のとおり定める。

区 分	特殊勤務手当の額
12月29日から翌年の1月3日までの間に市長が定める業務に従事したとき。	従事した日1日につき5,000円を超えない範囲において市長が定める額
事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、非常招集により正規の勤務時間の勤務以外の勤務として、市長が定める業務に従事したとき。	従事した回数1回につき2,000円を超えない範囲において市長が定める額

(3) 東広島市職員定数条例の一部改正(第3条関係)

水道局の廃止により、当該部局の職員が市長の事務部局に配置換えされることに伴い、市長の事務部局の職員の定数を次のとおり改定する。

現 行	改 正
1,101人	1,145人

(4) 次に掲げる条例における東広島市水道事業に関する規定について用語の整理を行う。(第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条関係)

ア 東広島市職員定数条例

イ 東広島市特別会計条例

ウ 東広島市公共下水道条例

エ 東広島市行政手続条例

オ 東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例

カ 東広島市安芸津港港湾施設管理条例

キ 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

ク 東広島市債権管理条例

ケ 東広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

コ 東広島市民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

ア 東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例の一部改正に伴う経過措置

施行日以後に申込みを受ける工事の設計審査及び工事検査に係る手数料について適用する。

イ 東広島市安芸津港港湾施設管理条例の一部改正に伴う経過措置

施行日以後の安芸津港の港湾施設の使用に係る使用料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事

務に関し、条例を制定することができる。

第172条 前11条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

③ 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。－略－

第204条

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（－略－）、へき地手当（－略－）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（－略－）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第209条

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

地方公営企業法

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

第38条

4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

水道法

第12条 水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

第19条

3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

下水道法

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

第25条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

議案第46号

東広島市情報公開条例の一部改正について

(総務部総務課)

1 改正の理由

公開決定等について審査請求があった場合における審査庁が諮問する審査会を東広島市情報公開・個人情報保護審査会とするとともに、個人情報の保護に関する法律の一部改正に合わせて、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 公開請求に対する決定等（第7条関係）

公開請求書に形式上の不備があると認める場合において、公開請求者に対して補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、公開決定等の期間に算入しないこととする。

(2) 審査会への諮問（第18条関係）

公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合において、当該審査請求に係る審査庁が諮問しなければならない審査会を次のとおり改める。

現 行	改 正
東広島市情報公開審査会	東広島市情報公開・個人情報保護審査会

(3) 条例において使用している用語を整理する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

ア 施行前にされた公開請求に対する公開決定等又は公開請求に係る処分若しくはその不作為についての審査請求については、なお従前の例による。

イ 施行前にされた公開請求であって、施行後に諮問する場合において、諮問しなければならない審査会は、東広島市情報公開・個人情報保護審査会とす

る。

ウ 施行前に東広島市情報公開審査会にされた諮問で当該諮問に対する答申がされていないものは東広島市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について東広島市情報公開審査会がした調査審議の手続は東広島市情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

エ 東広島市情報公開審査会の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

(根拠法令)

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第47号

東広島市職員定数条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の要旨

職員の定年が段階的に引き上げられることを踏まえ、消防機関の新規採用職員を継続的に確保することを目的として、次のとおり消防機関の職員の定数を改定しようとするものである。

現行	改正
291人	301人

2 施行期日

令和5年4月1日

(根拠法令)

消防組織法

第11条

2 消防職員の定員は、条例で定める。一略一

議案第48号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

新たに附属機関を設置し、設置の必要がなくなる附属機関を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 附属機関の設置（別表関係）

次の附属機関を新たに設置する。

名 称	目 的
東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会	本市が発注する物品の調達若しくは役務の提供又は建設工事に関連する設計（設計と一体的に建設工事を請け負わせる場合を含む。）に係る業務のうち、プロポーザル方式又は設計競技方式によって事業者又は設計案を選定するものについて、それぞれの業務ごとに選定に関する事項を審議すること。

(2) 附属機関の廃止（別表関係）

次に掲げる附属機関を廃止する。

- ア 東広島市ものづくり新事業展開支援事業補助金審査委員会
- イ 東広島市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会
- ウ 東広島市救急業務総合支援システム整備事業者選定委員会

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日等

(2) 準備行為

東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会の委員の委嘱又は任命のための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。－略－

議案第49号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 改正の要旨

次に掲げる地域集会所を無償で譲渡すること等に伴い、当該地域集会所を廃止しようとするものである。

- (1) 上条会館
- (2) 柳国下モ原会館
- (3) 松崎コミュニティホーム
- (4) 河戸天神コミュニティホーム
- (5) 宇山コミュニティホーム
- (6) 蚊無集会所
- (7) 地方集会所

2 施行期日

令和5年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第50号

東広島市地域センター条例の一部改正について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 改正の理由

下見福祉会館を廃止し、新たに東広島市三ツ城地域センターとして設置するとともに、旧西志和小学校の一部を東広島市西志和地域センターの一部として整備することに伴い、これらの施設の使用料の額及び利用料金の限度額を定めようとするものである。

2 改正の内容

東広島市三ツ城地域センター及び東広島市西志和地域センターの使用料の額（利用料金を徴収する場合は、その限度額）を次のとおり定める。（別表第2関係）

施設名	室名	1時間までごとの額	
		3時間までの部分	3時間を超える部分
東広島市三ツ城地域センター	ホール	1,350円	1,270円
	調理実習室	670円	390円
	研修室1	880円	630円
	研修室2	410円	390円
	研修室3	880円	630円
	和室1	410円	390円
	和室2	410円	390円
東広島市西志和地域センター	調理実習室	670円	390円
	研修室2	410円	390円
	研修室3	880円	630円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日等

(2) 東広島市福祉センター設置及び管理条例の廃止

東広島市福祉センター設置及び管理条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(3) 旧条例の廃止に伴う経過措置

施行日前の使用に係る廃止前の旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 5 1 号

東広島市印鑑条例の一部改正について

(生活環境部市民課)

1 改正の要旨

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が創設されたことに伴い、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備を使用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請を可能としようとするものである。

2 施行期日

令和 5 年 5 月 3 1 日までの間において規則で定める日

(根拠法令)

地方自治法

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第52号

東広島市国民健康保険条例の一部改正について

(健康福祉部国保年金課)

1 改正の理由

健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の額が引き上げられることに合わせて、国民健康保険の被保険者に支給する出産育児一時金の額の引上げを行おうとするものである。

2 改正の内容

出産育児一時金の額を次のように引き上げる。(第6条関係)

現 行	改 正
40万8,000円	48万8,000円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用する。

(根拠法令)

国民健康保険法

第58条 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。一略一

議案第 5 3 号

東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について

(こども未来部こども家庭課)

1 改正の要旨

乳幼児等に係る医療費の負担を軽減することを目的として、通院等に係る乳幼児等医療費の支給対象となる乳幼児等の範囲を次のように拡大しようとするものである。

区分	現 行	改 正
通院	0歳から満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	0歳から満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで
入院	0歳から満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年8月1日等

(2) 経過措置

ア 施行日以後の受給資格の認定について適用する。

イ 施行日以後に行われる医療等に係る乳幼児等医療費の給付について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第54号

東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正について

(こども未来部保育課)

1 改正の要旨

川上西部保育所及び川上東部保育所を廃止するとともに、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

施行日前に川上西部保育所及び川上東部保育所において保育された乳幼児に係る保育料については、なお従前の例による。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 5 5 号

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例及び東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部改正について

(こども未来部保育課)

1 改正の要旨

児童福祉法の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準における懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するとともに、学校教育法及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

- (1) 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除する規定 公布の日
- (2) その他の規定 令和 5 年 4 月 1 日

(根拠法令)

児童福祉法

第 3 4 条の 1 6 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。－略－

子ども・子育て支援法

第 3 4 条

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含

む。一略一) を提供しなければならない。

第46条

- 2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

議案第56号

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について

(こども未来部保育課)

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等及び放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認等に係る基準を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 安全計画の策定等（第1条、第2条関係）

家庭的保育事業者等及び放課後児童健全育成事業者（以下「事業者等」という。）は、利用乳幼児及び利用者（以下「利用乳幼児等」という。）の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等及び放課後児童健全育成事業所（以下「事業所等」という。）ごとに、当該事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所等における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認（第1条、第2条関係）

ア 事業者等は、利用乳幼児等の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児等の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児等の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児等の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児等の所在を確認しなければならない。

イ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席

以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備え、これを用いて所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(3) 他の社会福祉施設等を合わせて設置するときの設備及び職員の基準(第1条関係)

家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、保育室及び各事業所に特有の設備並びに乳幼児の保育に直接従事する職員も含め、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(4) 業務継続計画の策定等(第2条関係)

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症及び非常災害の発生時(以下「非常時」という。)において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(5) 衛生管理等(第1条、第2条関係)

事業者等は、事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

ア 自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置

家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車にブザー等を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、施

行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

イ 安全計画の策定等に係る経過措置

放課後児童健全育成事業者における安全計画の策定等の規定については、施行日から令和6年3月31日までの間、努力義務とする。

(根拠法令)

児童福祉法

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。－略－

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。－略－

議案第57号

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例の一部改正について

(産業部ブランド推進課)

1 改正の理由

東広島市地域公園の占用に係る使用料の額の改定に合わせて、東広島市道の駅湖畔の里福富（以下「道の駅」という。）の占用に係る使用料の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

道の駅を占用する場合の使用料の額を次のとおり改定する。（別表第2関係）

種別	区分	単位	使用料		
			現行	改正	
電柱その他これに類するもの	鉄筋コンクリート柱、木柱及び支線柱	1本1年につき	650円	730円	
	その他	上空	1基1年につき	760円	850円
		地上	1㎡1年につき	760円	850円
		地下	1㎡1年につき	230円	260円
地下線類その他地下に設ける線類		1m1年につき	2円	3円	
アーチ及び標識類	アーチ	1基1月につき	480円	430円	
	その他の標識	1本1年につき	610円	680円	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの		1m1年につき	230円	260円	
公衆電話所		1個1年につき	760円	850円	
郵便差出箱		1個1年につき	320円	360円	
工事用詰所又は材料置場その他これに類するもの		1㎡1月につき	96円	87円	

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

施行日以後に許可を受ける道の駅の占用に係る使用料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第58号

東広島市道路占用料徴収条例の一部改正について

(建設部建設管理課)

1 改正の理由

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額を改定するとともに、新たに徴収する道路占用料を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 次の占用物件に係る道路占用料の額を改定する。(別表関係)

占 用 物 件		単 位	道 路 占 用 料	
			現 行	改 正
道路法（以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	420円	480円
	第2種電柱		650円	730円
	第3種電柱		880円	990円
	第1種電話柱		380円	430円
	第2種電話柱		610円	680円
	第3種電話柱		830円	940円
	その他の柱類		38円	43円
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1m 1年につき	2円	3円
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	370円	420円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1㎡1年につき	230円	260円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	760円	850円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320円	360円
	広告塔	表示面積 1㎡1年につき	960円	870円
その他のもの	占用面積 1㎡1年	760円	850円	

			につき		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの		長さ1m 1年につき	16円	18円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			23円	26円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			34円	38円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			45円	51円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			68円	77円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			91円	100円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			160円	180円
	外径が0.7m以上1m未満のもの			230円	260円
	外径が1m以上のもの			450円	510円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	その他のもの		占用面積 1㎡1年 につき	760円	850円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積 1㎡1年 につき	760円	850円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積 1㎡1年 につき	地価に0.005を乗じて得た額	地価に0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		地価に0.008を乗じて得た額	地価に0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		地価に0.01を乗じて得た額	地価に0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			480円	430円
	地下に設ける通路			290円	260円
	その他のもの			760円	850円
法第32	祭礼、縁日その他の		占用面積	10円	9円

条第1項 第6号に 掲げる施 設	催しに際し、一時的 に設けるもの		1㎡1日 につき		
	その他のもの		占用面積 1㎡1月 につき	96円	87円
道路法施 行令（以 下「政 令」とい う。）第 7条第1 号に掲げ る物件	看板（ アーチ である ものを 除く。）	一時的に設 けるもの	表示面積 1㎡1月 につき	96円	87円
		その他のも の	表示面積 1㎡1年 につき	960円	870円
	標識		1本1年 につき	610円	680円
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本1日 につき	10円	9円
		その他のも の	1本1月 につき	96円	87円
	幕（政 令第7 条第4 号に掲 げる工 事用施 設であ るもの を除く。）	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積 1㎡1日 につき	10円	9円
		その他のも の	その面積 1㎡1月 につき	96円	87円
	アーチ	車道を横断 するもの	1基1月 につき	960円	870円
		その他のも の		480円	430円
	政令第7条第2号に掲げる工作 物			占用面積 1㎡1年 につき	760円
政令第7条第3号に掲げる施設				地価に0.0 33を乗じて 得た額	地価に0.0 31を乗じて 得た額
政令第7条第4号に掲げる工事 用施設及び同条第5号に掲げる 工事用材料			占用面積 1㎡1月 につき	96円	87円
政令第7条第6号に掲げる仮設				76円	85円

建築物及び同条第7号に掲げる施設					
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積 1㎡1年につき	地価に0.019を乗じて得た額	地価に0.014を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		地価に0.023を乗じて得た額	地価に0.017を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	地価に0.005を乗じて得た額	地価に0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの	地価に0.008を乗じて得た額	地価に0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	地価に0.01を乗じて得た額	地価に0.007を乗じて得た額
その他のもの	地価に0.033を乗じて得た額	地価に0.025を乗じて得た額			
政令第7条第9号に掲げる施設	その他のもの	占用面積 1㎡1年につき	地価に0.013を乗じて得た額	地価に0.014を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積 1㎡1年につき	地価に0.023を乗じて得た額	地価に0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		地価に0.013を乗じて得た額	地価に0.014を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	占用面積 1㎡1年につき	地価に0.023を乗じて得た額	地価に0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		地価に0.033を乗じて得た額	地価に0.031を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具		占用面積 1㎡1年につき	地価に0.033を乗じて得た額	地価に0.025を乗じて得た額	
政令第7条第13号	上空に設けるもの	占用面積 1㎡1年	地価に0.023を乗じて	地価に0.022を乗じて	

号に掲げる施設		につき	得た額	得た額
	その他のもの		地価に0.033を乗じて得た額	地価に0.031を乗じて得た額

(2) 新たに次の占用物件に係る道路占用料の額を定める。(別表関係)

占 用 物 件				単 位	道路占用料
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1m 1年につき	3円
			その他のもの		9円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本1年につき	680円	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1㎡1年 につき	430円	
		地下に設けるもの		260円	
政令第7条第14号に掲げる施設				占用面積 1㎡1年 につき	地価に0.031を乗じて得た額

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

施行日以後に占用等の許可を受け、又は占用の同意を得る占用物件に係る占用料について適用する。

(根拠法令)

道路法

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。一略

—

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(一略)で定める。一略

議案第59号

東広島市都市公園条例及び東広島市地域公園設置及び管理条例の一部
改正について

(都市部都市整備課)

1 改正の理由

本市における道路占用料の額の改定に合わせて、都市公園及び東広島市地域公園（以下これらを「公園」という。）の占用に係る使用料の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

公園を占用する場合の使用料の額を次のとおり改定する。（第1条、第2条関係）

種別	区分	単位	使用料		
			現行	改正	
電柱その他これに類するもの	鉄筋コンクリート柱、木柱及び支線柱	1本1年につき	650円	730円	
	その他	上空	1基1年につき	760円	850円
		地上	1㎡1年につき	760円	850円
		地下	1㎡1年につき	230円	260円
地下線類その他地下に設ける線類		1m1年につき	2円	3円	
アーチ及び標識類	アーチ	1基1月につき	480円	430円	
	その他の標識	1本1年につき	610円	680円	
ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの		1m1年につき	230円	260円	
公衆電話所		1個1年につき	760円	850円	
郵便差出箱		1個1年につき	320円	360円	
工事用詰所又は材料置場その他これらに類するもの		1㎡1月につき	96円	87円	

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

施行日以後に許可を受ける公園の占用に係る使用料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第60号

東広島市手数料条例の一部改正について

(都市部建築指導課・開発指導課)

1 改正の理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に合わせて、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の区分を変更し、当該変更後の区分に係る手数料の額を定め、並びに所要の規定の整備を行い、宅地造成等規制法の一部改正により同法の題名が改正されたことに伴い、同法を引用している規定について所要の規定の整備を行うとともに、建築基準法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

住宅部分に係る建築物の省エネルギーの性能について、計算によらずに当該性能の適合の確認が可能となる基準（以下「誘導仕様基準」という。）が設けられたことにより、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料のうち、それぞれに係る技術的審査適合証の提出があった場合以外の場合について、誘導仕様基準を用いた評価方法に係る区分を設け、当該区分に係る手数料の額を次のとおり定める。（別表第3関係）

(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

種 別	住 戸 数	金 額
一戸建ての住宅		19,000円
一戸建ての住宅以外の建築物（住宅部分の住戸部分に限る。）	1戸のもの	19,000円
	2戸以上5戸以下のもの	35,000円
	6戸以上10戸以下のもの	51,000円
	11戸以上25戸以下のもの	73,000円
	26戸以上50戸以下のもの	110,000円
	51戸以上100戸以下のもの	167,000円
	101戸以上200戸以下のもの	238,000円

	もの	
	201戸以上300戸以下のもの	308,000円
	301戸以上のもの	350,000円

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

種 別	建物全体の床面積	金 額
一戸建ての住宅	200㎡未満のもの	19,000円
	200㎡以上のもの	20,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	300㎡未満のもの	35,000円
	300㎡以上2,000㎡未満のもの	61,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	110,000円
	5,000㎡以上のもの	167,000円

2 施行期日等

(1) 施行期日

ア 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料に関する規定等
令和5年3月1日

イ 宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査及び変更許可の申請に対する審査に係る手数料に関する規定 令和5年5月26日

ウ その他の規定 令和5年4月1日

(2) 経過措置

施行日以後にされる申請に係る手数料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第61号

東広島市立学校設置条例の一部改正について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 改正の要旨

東広島市立八本松中央幼稚園を廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和5年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第62号

令和4年度東広島市水道事業会計に係る積立金の目的外使用及び未処分利益剰余金の処分について

(水道局業務課)

1 提案の理由

広島県水道広域連合企業団への本市の水道事業の統合により、東広島市水道事業を廃止することに合わせて、東広島市水道事業会計の内部留保資金の一部を一般会計に繰り出すことを目的として、減債積立金、利益積立金及び建設改良積立金をその目的以外の使途に使用し、並びに未処分利益剰余金を処分しようとするものである。

2 積立金の目的外使用の内容

(1) 次に掲げる積立金の区分に応じ、それぞれに定める額を取り崩す。

ア 減債積立金 2億8,350万円

イ 利益積立金 8,997万9,094円

ウ 建設改良積立金 41億5,300万円

(2) (1)アからウまでに掲げる積立金から取り崩した45億2,647万9,094円を未処分利益剰余金に振り替える。

3 未処分利益剰余金の処分の内容

東広島市水道事業会計の未処分利益剰余金48億円を一般会計に繰り出す。

(根拠法令)

地方公営企業法

第32条

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令

第24条

- 2 前項の規定により積み立てた積立金をその目的以外の用途に使用しようとする
場合においては、議会の議決を経なければならない。

議案第 87 号

訴訟上の和解について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 提案の理由

広島地方裁判所において係争中の 学校指導死による損害賠償等請求事件について、当該裁判所から和解勧告がなされたこと、早期に本訴訟の解決を図ること等を勘案し、訴訟上の和解に応じようとするものである。

2 事案に係る概要

平成 24 年 に、 (以下「本件中学校」という。) に在籍する男子生徒 (以下「当該生徒」という。) が、下校中に で自死するという事案 (以下「本事案」という。) が生起した。

本事案について、東広島市教育委員会 (以下「市教委」という。) は、自死に至った経緯及び背景を明らかにするとともに、再発防止に向けて提言を受けることを目的として、平成 24 年 11 月 27 日施行の「生徒の死亡にかかる調査委員会設置要綱」に基づく中立的な立場の専門家による「生徒の死亡にかかる調査委員会」を設置し、平成 25 年 9 月 4 日に調査報告書が市教委に提出された。

この調査報告書において当該生徒が死に至った背景・要因は、「様々な事情が複雑に関係しており、その一部だけが決定的要因になったと特定することは困難であると判断した。特に実際に指導に当たった個別の教員達における、自殺へと至る寄与度の大小を細かく判定することはできなかった。しかしながら、全体として見ると、当日の一連の指導と自殺の発生との間には、他の目立った介在事情は確認することができず、自殺の発生がこの一連の指導と関連性を有することは明らかであると思われる。」として報告された。

市教委はこの内容を真摯に受け止め、遺憾の意を表するとともに、再発防止策を講じ、市内の全小中学校で命を大切にす教育に徹底して取り組むこととし

た。

これに対し、平成27年6月11日、当該生徒の両親が、本事案は複数の教員から相次いで指導されたことに因果関係があるものとして、本市に損害賠償を求め、及び本事案は学校の管理下において生じたものとして、独立行政法人日本スポーツ振興センターに災害共済給付金（死亡見舞金）の支払を求める訴訟を提起した。

この度、広島地方裁判所において、口頭弁論等を経て、被告ら及び原告らに対し、和解勧告がなされたものである。

3 和解条項

(1) 被告東広島市は、原告らに対し、本件中学校における教員らの

に対する指導について、「恥をかかせるようなものがあったこと」、「大声を出すなど威圧的なものがあったこと」、「厳しい別の教員に伝えておくと告げるなど脅迫的なものがあったこと」、「机を蹴るなど暴力的なものがあったこと」、「部活動参加の懇願を聞き入れず、改めて話を聞く機会を設けないなど、不安感を殊更に募らせるものがあったこと」、「下校時間を過ぎていたのに、定められていた保護者への連絡をすることなく、一人で帰路につかせるなど、フォローに欠けるものがあったこと」を認め、

が自死に追い詰められる結果となったことを真摯に受け止め、謝罪する。

(2) 被告東広島市は、原告らに対し、和解金として合計1,000万円（各500万円）の支払義務のあることを認める。

(3) 被告東広島市は、原告らに対し、前記(2)の各金員を令和 年 月 日限り、振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告東広島市の負担とする。

(4) 被告らは、前記(3)の支払について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令3条3項の適用対象とならないことを相互に確認する。

(5) 被告東広島市は、原告らに対し、 の救急救命時の対応において、伝達を誤るなど、不手際があったことを認め、謝罪する。

(6) 被告東広島市は、原告らに対し、 の自死に関して、事実関係が定かでないまま、 が「かぼちゃを隠すいたずらをした」、「嘘をついた」などと報道される結果となったことを真摯に受け止め、謝罪する。

- (7) 被告東広島市は、今後、教員らの指導により、児童・生徒が自死に追い詰められることがないように、教員に対する研修を実施し、また、児童・生徒に対しても、他の児童・生徒が死を仄めかした場合や過度に落ち込んだ様子を見た場合の適切な対応について学習する機会を提供することなどにより、児童・生徒の自死の再発防止について、最大限努めること（ルーチン化させることなく、不断の検証・見直しを行うこと）を確約する。
- (8) 被告東広島市は、前記(7)の研修に当たっては、当該生徒の自死があったことを決して風化させることなく、「文部科学省『生徒指導提要』令和4年12月」105頁に示されている「不適切な指導と考えられ得る例」を題材として用いることを確約する。
- (9) 被告センターは、原告らに対し、災害共済給付金（死亡見舞金）として既払額（1,400万円）を除き合計1,400万円（各700万円）の支払義務のあることを認める。
- (10) 被告センターは、原告らに対し、前記(9)の各金員を令和 年 月 日限り、振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告センターの負担とする。
- (11) 被告らは、前記(10)の支払について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法31条の適用対象とならないことを相互に確認する。
- (12) 原告らは、その余の各請求をいずれも放棄する。
- (13) 原告ら及び被告らは、原告らと被告東広島市との間、また、原告らと被告センターとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (14) 訴訟費用は、各自の負担とする。

（根拠法令）

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（一略）、和解（一略）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。